

屋久島町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成25年3月25日（月）午前9時30分から11時50分
- 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 会議録署名委員の指名
-

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第63号 農用地利用集積計画について
議案第64号 農業委員会の適正な事務実施について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滉男
係長	川東 卓磨
主事補	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。
今日は今年度最後の総会です。
ただ今より平成 24 年度第 12 回農業委員会定例総会を始めます。
ご起立下さい。
本日の農業委員憲章朗唱は 3 番委員にお願い致します。

憲章朗唱（3 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。
事務局からもございましたけれども、24 年度最後の総会となりました。全員のご出席をいただき、ありがとうございます。

先日 15 日でしたか、総理が TPP の交渉参加表明をいたしました。その後、農業関係を中心に大きな波紋を呼んでおりまして、身近なところでも種子島あたりのサトウキビはどうなるのかなと非常に心配をしているようでございます。

また本日は年度の最後ということで、議案の中にも私どもがやっている農業委員会業務、事務のいろいろな評価をする、あるいは新年度の対応についても目標を定めるという案件がございます。皆さん方の遠慮のないご意見を出していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 5 番委員・6 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 61 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 61 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 32 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]
[REDACTED]、畠、[REDACTED] m²。農用地区域内。利用状況：果樹。営農計画及び耕作期間：果樹が 1 月から 12 月、馬鈴薯が 10 月から 3 月、甘藷が 4 月から 11 月、野菜が 1 月から 12 月です。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が [REDACTED] m²、借地が [REDACTED] m²、合計 [REDACTED] m² です。申請人の経験年数：6 年、妻：3 年。農機具等の保有状況につきまして、動噴・1、刈払機・1、 Yunbo・2、運搬車・3、導入予定といたしましてトラクター・1 となっております。

周辺地域との関係については『農薬散布は、木酢液を中心とした自然農薬なので、周辺に害はないと思います。』ということです。

地域との役割分担の状況といたしまして『地域の話し合いにより決定した事項については尊守し、地域発展のために協力いたします。』ということです。

[REDACTED] さんについては、今までたくさんの方の案件が上がってきております。今まで農地を取得いたしましても、鉢物で、植え付けられておりませんでしたので、『そこを全部利用しないと駄目ですよ。』と、お断りをしていたんですが、今回鉢物を全部植えつけたということで、有効利用しているということです。

営農形態が、梅等の落葉果樹ですので成木になったとき、実がつくかどうかの不安はありますが、農地法第 3 条の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

会長	整理番号 32 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	<p>譲渡人の [REDACTED] さんについては [REDACTED] 年ほど前に旦那さんを亡くしておおりまして、一生懸命農業をしていたんですけども、免許も持っていないませんので人を頼んで果樹を管理している状況で、今回、売買ということですが、農地を守るためにもやむを得ないんじゃないかなと思います。</p> <p>譲受人についてはやる気はありますけども、農地に植えている姿を見たこともなく、家に鉢を何百鉢と並べていました。</p> <p>今回農地に植え替えて、[REDACTED] のための農業体験型の農家民宿も建てているところで、うまくいけばいいのかなというところです。</p> <p>[REDACTED] の土地については、有効利用されるということですので売買について問題無いと思います。以上です。</p>
会長	皆さん方のご意見、ご質問承ります。いかがでしょう。
○番 (農業委員)	<p>[REDACTED] さんは皆さんご存知だと思いますけども、[REDACTED] さんは旦那さんも亡くなられて、ミカン園も老木だしポンカンが多いということで、あのままでは使えないかなと。[REDACTED] さんについては別の果樹も相当持っておられますので、植え替えしたり。</p> <p>それから最近も、「土地を貸してくれる人はいないか。」と相談されるんですけど、[REDACTED] も紹介して、現場も見ております。最初は借りて、いずれ買いたいという気持ちもあるみたいです。</p> <p>落葉果樹が結構あって、「屋久島では落葉果樹は良くない。」と言われているんですが、それを払拭して、いい結果が見られれば屋久島の果樹の代表にもなっていくのかなと思っておりますので、意義はありません。以上です。</p>
会長	<p>その他に皆さん方からご意見ございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>ご意見なければ、整理番号 32 番について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 32 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 33 番、34 番、35 番は譲受人が同一ですので、一括で審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号 33 番。権利の種類：所有権移転。権利の種類：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED] 、畠、[REDACTED] m²。農用地区域外です。利用状況：普通畠。営農計画及び耕作期間：甘藷が 4 月から 11 月、大根が 11 月から 3 月、南瓜が 4 月から 11 月です。事由：規模拡大。現在の所有面積が [REDACTED] m² です。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、申請人の経験年数：52 年、子・10 年、子の妻・5 年。農機具等の保有状況といたしまして、耕耘機・1、草払機・1 です。周辺地域との関係について『特に支障はないと思います。』地域との役割分担の状況としまして『[REDACTED] 地区の話し合い活動に参加します。』ということです。</p> <p>整理番号 34 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・[REDACTED]、貸人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED] 、畠、[REDACTED] m²。農用地区域内です。畠。以下は整理番号 33 番と同じですのでお目通しください。</p> <p>整理番号 35 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・[REDACTED]、貸人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]</p>

事務局長	<p>[REDACTED]、畠、[REDACTED] m²。農用地区域内です。利用状況：普通畠。以下、整理番号 33 番と同じですでの目通しください。</p> <p>3 筆合わせて、合計面積 [REDACTED] m²です。今回申請分の 3 筆のうち、所有権移転が 1 筆 [REDACTED] m²、あとの 2 筆が借地で [REDACTED] m²。自分の所有地の [REDACTED] m² と 4 筆合わせて [REDACTED] m² で、下限面積を超えての申請です。農地法第 3 条の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。</p>
会長	整理番号 33 番から 35 番まで担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	<p>譲受人は百姓をやっておりまして、現在の住宅の周辺を野菜畠として使用したいため売買するということでしたが、下限面積が足りないということで、[REDACTED] の 2 人の土地を借りて百姓をしたいというようなことでした。私と [REDACTED] さんとで確認をいたしまして、少しでも遊休農地の解消に繋がるんじゃないかと期待をしておるところです。 以上です。</p>
会長	整理番号 33 番、34 番、35 番について、皆さん方からご意見、ご質問等ございますか。
○番 (農業委員)	<p>昨日、聞き取り調査を行いました。11 ページの写真で説明いたします。真ん中に通っているのが [REDACTED] の川です。そこから左寄りに [REDACTED] さんの土地なんですが、ここは申請人がトラクターを入れておりまして、もう 1 回入れれば、いつでも作付けできる状態となっていました。</p> <p>ここは、昨年亡くなられた [REDACTED] さんが借りてガジュツなんかを栽培しておりましたので、また誰か借りないと遊休地になるなど心配していたところですので、頑張って作っていただきたいと思います。</p> <p>向って右側の L 字型の土地なんですが、現況は野菜が植わっておりました。3 人で無人市に出す野菜を作るらしく、やる気もみせておりましたので、問題無いと思います。</p> <p>備考欄にありますように、[REDACTED] ということですので問題無く契約されていると思います。 以上です。</p>
会長	皆さん方からご質問等ございますか。
○番 (農業委員)	譲受人の子供さんと、その奥さんに経験があるとかいてありますが、子供さんたちは、専門に農業をされているんでしょうか。それとも他に仕事をされているのでしょうか。
○番 (農業委員)	専門ではありません。兼業ですね。
会長	<p>他に皆さん方からございませんか。 (「ありません。」の声あり)</p> <p>それでは整理番号 33 番・34 番・35 番について許可することにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)</p> <p>申請を許可することに決定いたします。</p>
	続きまして、議案第 62 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第 62 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。</p> <p>整理番号 16 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED] m²。利用状況：休耕地。事由『現在、借家に</p>

事務局長	<p>居住しており、申請地に居宅を新築して居住するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [] m²、一般住宅が [] m²、車庫・倉庫が [] m²、合併浄化槽が [] m²です。建築面積が [] m²、所要面積が [] m²です。</p> <p>申請地は県道沿いにある [] の [] の山手側 [] mほどに位置し、周辺は住宅が点在し宅地化が進んでいる地域であります。申請人は現在、借家住まいであり自己の住宅を新築するものやむを得ないと思います。なお、農地の区分につきましては周辺に 10ha 以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断しました。以上です。</p>
会長	<p>整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>昨日、譲受人に確認をしてきました。譲渡人は [] 歳を過ぎております。周辺は山林化しておりますので、申請地の左下、[] には住宅が建っております。申請地の下の三角の部分は [] の駐車場となっております。[] の隣の L 字が [] 、そういうことで周辺は住宅化されております。この申請地は以前耕作されていたんですが、鹿の被害が多くて、本人がやる気を失くし放置されている状態です。</p> <p>非農地調査の際に、相談員も現場を見ておりますのでお分かりかと思いますが、とても農地にできるところではありません。</p> <p>そういうことで、今回の申請もやむを得ないと考えます。以上です。</p>
会長	<p>整理番号 16 番について、皆さん方からご質問等いかがでしょうか。ご意見ございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>それでは、整理番号 16 番について申請に同意することにご異議ございませんか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 16 番は申請に同意することに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして 29 ページ。</p> <p>議案第 63 号・農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第 63 号・農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>整理番号 42 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権。申請人：借人・[]、貸人・[]。土地の所在：[] [] 。現況地目：田。[] m²。農用地区域内。内容：飼料作物。契約期間：平成 [] 年 [] 月 [] 日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までの [] 年間。借料：年間、[] 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：肉用牛。経営面積：所有面積が [] m²、借地が [] m²、合計：[] m²です。従事日数：300 日。農機具等の保有状況：トラクター・1、軽トラック・1、ロールベーラー・1、マニアスプレッダ・1、和牛・45 頭。新規設定ということです。</p> <p>この案件については申請人はあっせん名簿に記載されている若い手農家でありますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。</p>
会長	<p>整理番号 42 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>この場所は [] で昨年完成したところで、[] さんと [] さんは兄弟です。[] さんのお兄さんの [] さんが牛を飼っていたんですが亡くなられまして、そのあとの土地を [] さんが相続で全部していると。</p>

○番（農業委員）

牛については、■さんと■さんが引き取って、現在■さんも20頭の牛を持っております。

■さんは45頭ということで、いろいろな機械を使って牧草なんかを作っております。

兄弟間の貸し借りなんですが、地元としてはなんら問題ないと思っております。

会長

皆さん方から、ご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号42番については、申請を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

認めることに決定いたします。

整理番号43番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号43番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権。申請人：借人・■、貸人・■。土地の所在：■
■、他3筆。畠。4筆の合計面積が■m²。農用地区域内です。内容：たんかん。契約期間：平成■年■月■日から平成■年■月■日までの■年間。借料：年間■円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン、タンカン、ガジュツ、実エンドウ。経営面積：所有面積が■m²、借地が■m²、合計で■m²です。従事日数：250日。農機具等の保有状況といたしまして、軽トラック・1、動噴・1、草刈機・2、管理機・1、運搬機・1、選果機・1、ネオケープ・1、オレンジキーパー・1です。新規設定です。

この案件につきましては借人は認定農業者であります。したがいまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号43番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借人は青年就農でがりました■さんの息子さんです。貸人は旦那さんが亡くなっています。旦那さんが植えたタンカン畠4反歩ほどを、叔父さんが管理しております。その叔父さんが■歳を過ぎまして『誰か代わってくれる人はいないか。』と、私も立会いまして■君に任せたらどうかと、話が進んだところです。

■さんの子供さんが、今■なんですが、「帰ってきて農業をやりたい。」という気持ちを持っているようですので、■年契約ではありますけども、子供さんが帰ってくるまで。という話のようです。問題無いと思います。以上です。

会長

整理番号43番について、皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号43番について、申請を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

認めることに決定いたします。

整理番号44番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号44番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権。申請人：借人・■、貸人・■。土地の所在：■
■。畠。■m²。農用地区域内。内容：野菜。契約期間：平成■年■月■日から平成■年■月■日までの■年間。借料：年間■

事務局長

円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等といったしまして、主な経営作物：パパイヤ・グアバ・柑橘類・ローゼル。経営面積：所有面積が [REDACTED] m²、借地が [REDACTED] m²、合計 [REDACTED] m²です。従事日数：250日。農機具等の保有状況といったしまして、軽トラック・1、管理機・1、動噴・1、草払機・1、トラクター・1です。新規設定です。

この案件つきましても借人は認定農業者であります。したがいまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号44番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

場所は [REDACTED] の [REDACTED] から海岸の方に下がったところにあります。貸人の [REDACTED] さんは [REDACTED] 歳と高齢で、[REDACTED] 年前に奥様を亡くされて1人で自宅周辺のミカン園や野菜畑を作っていたんですが、足を悪くされて管理機も使えないということで、今回 [REDACTED] さんに貸したいと、申請が上がってきております。

借人の [REDACTED] さんは、グアバ・パパイヤ、めずらしい野菜類を作つて販売されているようです。申請地にも『無農薬で野菜を作つて、学校給食や [REDACTED] などに納められたらな。』という計画を持っていらっしゃるようです。問題はないと思つております。以上です。

会長

皆さん方からご質問等ござりますか。

（「意義ありません。」の声あり）

それでは整理番号44番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

認めることに決定いたします。

整理番号45番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号45番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED] 美。土地の所在：[REDACTED] [REDACTED] 畦、[REDACTED] m²。農用地区域内。内容：時計草。移転時期：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。対価：[REDACTED] 円。利用権の設定を受ける者農業経営の状況といったしまして、主な経営作物：時計草・レザーファン・ポンカン・タンカン。経営面積：所有面積が [REDACTED] m²、借地が [REDACTED] m²、合計 [REDACTED] m²です。従事日数：250日。農機具等の保有状況といったしまして、軽トラック・1、管理機・1、動噴・1、草払機・2です。

この土地については備考欄にありますように、使用貸借権を設定し平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に契約が切れた土地であります。

この案件につきましても譲受人は認定農業者であります。したがいまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号45番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は時計草とレザーリーフを中心に、ポンカン・タンカンを一生懸命頑張っている方です。譲渡人は2年前まで頑張ってポンカン・タンカンを作つておられたんですが、最近は体力が落ちまして娘さん夫婦が [REDACTED] から引き上げて帰ってきたんですが、農業は全くの素人でぼちぼち習っている状況です。

この土地は使用貸借権で借りていたんですが、[REDACTED] さんはこの土地が欲しくて以前から話をしていたようです。最近になって [REDACTED] さんの方から『買ってくれないか。』と話があつたそうです。

場所は [REDACTED] から [REDACTED] m 上がつたところに [REDACTED] の [REDACTED] が

○番（農業委員）	建っておりまして、そこから左に [] m ほどのところにハウスが 3 棟建っております。その横の [] さんの土地が申請地です。 地元にとっては問題無いと思います。以上です。
会長	所有権移転でございます。皆さんの方からご質問ございますか。
○番（農業委員）	前回の貸し借りで、すでに時計草が植わっておりますので、非常に良いことだと思います。
会長	他にございませんか。 (「ありません。」の声あり) 整理番号 45 番について計画を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 認めることに決定いたします。
事務局長	続きまして議案第 64 号・農業委員会の適正な事務実施について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 64 号・農業委員会の適正な事務実施について、農林水産省通知による農業委員会の適正な事務実施に基づき、別紙のとおり「平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」および「平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成したので内容を協議のうえ、議決を求める。 資料の 35 ページをお願いします。 『平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』 ということで、示してございます。 I 法令事務に関する点検についてです。 1 総会等の開催及び議事録の作成に関しましては適正な事務 が実施されておりますので、説明は省かせていただきます。 36 ページをお願いいたします。 2 事務に関する点検についてです。 (1) 農地法第 3 条に基づく許可事務ということで、平成 24 年 1 月から 12 月までの 1 年間で、処理件数が 36 件、うち許 可 35 件、不許可 1 件となっております。 ・事実関係の確認：各地区担当農業委員が申請地の状況を確 認し、申請者本人に面会し、事実を確認している。 ・総会等での審議：地区担当委員の報告に基づき、農地法許 可基準に全ての項目毎について、全員で審議し許可・不許可 を決定している。 ・申請者への審議結果の通知：実施状況といたしまして、申 請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数が 35 件、不許可処理の理由詳細を説明した件数が 1 件となっ ています。 ・審議結果等の公表：実施状況といたしまして、町ホームページ での公開及び議事録の縦覧により公表しております。 ・処理機関：標準処理機関は申請書受理から 30 日、処理期 間は平均で 20 日となっております。 (2) 農地転用に関する事務ということで、平成 24 年 1 月から 12 月までの 1 年間で、処理件数が 20 件となっております。 ・事実関係の確認：実施状況といたしまして、各地区担当農 業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し事実 を確認しております。 ・総会等での審議：実施状況といたしまして、地区担当委員

の報告に基づき、農地法許可基準に全ての項目毎について全員で審議し許可・不許可を決定しております。

- ・審議結果等の公表：実施状況といたしまして、町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表しております。
- ・処理機関：標準処理機関は申請書受理から 60 日、処理期間は平均で 50 日となっております。

(3) 農業生産法人からの報告への対応について

- ・農業生産法人からの報告についてですが、管内の農業生産法人数は 11 法人ございます。そのうち
 - 報告書を提出した農業生産法人数が 7 法人、
 - 報告書の督促を行った農業生産法人が 4 法人、
 - 報告書を提出しなかった農業生産法人が 4 法人でした。
- 報告書を提出しなかった理由：活動の休止が 1 法人、法人意欲の欠如が 3 法人となっております。
- 対応方針といたしまして、今後とも法人の在り方について指導するとともに耕作再開の見込みがないものについては解散も視野に指導を行う。ということです。
- ・農業生産法人の状況について、農業生産法人の要件を欠く恐れがあるため、農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数は 0 法人でした。

(4) 情報の提供等について

- ・賃借料情報の調査・提供：実施状況といたしまして、調査対象賃貸借権数が 5 件。町ホームページ及び窓口にて情報提供をしております。
- ・農地基本台帳の整備：実施状況といたしまして、整備対象農地面積が 2200ha ございます。
- 少なくとも年 1 回、固定資産台帳・住民基本台帳と照合し、貸借についてはその都度データの更新をしております。

※ その他の法令事務

- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてです。1 年間の処理件数 55 件のうち、55 件決定しております。
- ・事実関係の確認：実施状況といたしまして、農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、地元農業委員による利用状況の確認を行っております。
- ・総会等での審議：実施状況といたしまして、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議しております。
- ・審議結果等の公表：実施状況といたしまして、議事録に記載の上、公表しております。

(5) 地域の農業者等からの意見等ですが、特にご意見等ありませんでした。

II 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価

- 現状及び課題ということで平成 25 年 3 月現在の現状でございます。
 - 管内の農地面積が 1,954ha。こちらは農地台帳の面積となっております。
 - 遊休農地面積が 229ha。こちらは平成 24 年度の農地利用状況調査の数字を用いております。

遊休農地の割合については 11.72% となっております。
課題といたしまして、農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の所有者への指導徹底が不十分であるため、更なる徹底が必要だということです。

2 平成 24 年度の目標及び実績です。

目標面積が 10ha に対して、実績が 12ha。達成状況が 120% となっております。

3 2 の目標の達成に向けた活動

活動計画といたしまして

・農地利用状況調査の実施時期：10月から 12月。

・調査員数：18人。

・調査結果取りまとめ時期：12月から 2月。

・調査方法

① 町内全域を調査区域とし、1筆ごとに調査を実施、地図等に記録する。

② 農地調査区域を各集落に区切り、担当の農業委員を定めて調査。

③ 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。

④ 仮登記農地、農地法第 3 条 3 項及び基盤法第 18 条 第 2 項第 6 号の権利設定農地を明確にして調査。

・遊休農地への指導：実施期間が 12 月から 3 月。

活動実績といたしまして

・農地利用状況調査の実施時期：10月から 12月。

・調査員数：18人。

・調査結果取りまとめ時期：12月から 2月。

・調査方法：活動計画通り調査。

・遊休農地への指導：実施時期が 10 月から 12 月。

○指導件数：26 件

○指導面積：4 ha

○指導対象者：26 人

・その他の取組状況：遊休農地が増えないよう高齢化農家や規模拡大志向に声をかけている。ということです。

4 評価の案ということで

・目標に対する評価の案：目標値は達成したが、今後も解消へ向けての取組強化が必要。

・活動に対する評価の案：解消面積よりも更に遊休地化する面積が多くなる傾向にあるので、鳥獣害防止柵内を優先的に解消を進める必要がある。ということです。

5 地域の農業者からの意見等は、ございませんでした。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保ということで

(1) 現状及び課題ということで平成 25 年 3 月現在の現状です。

・農家数：797 戸

・うち専業農家：234 戸

・農業生産法人数：11 法人

・認定農業者：75 経営

・特定農業法人：0 法人

・特定農業団体：0団体

課題として、再認定ごとに年齢が上がってきており、基幹産業の振興を図る中で新規認定農業者の発掘と効率的・安定的に農業経営を営むための担い手の育成に努める必要がある。ということです。

(2) 平成24年度の目標及び実績ということで

・認定農業者の目標：1経営

・認定農業者の実績：1経営

・達成状況：100%となっております。

特定農業法人、特定農業団体の実績はありませんでした。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動といたしまして

・認定農業者の活動計画：年間を通じて意欲ある農業者の情報収集を行い、担い手育成総合支援協議会と連携して推進活動を実施する。

・認定農業者の活動実績：担い手育成総合支援協議会を中心に関係機関と連携し、認定農業者の育成・確保に努めた。ということです。

(4) 評価の案といたしまして

・目標に対する評価の案：目標は達成しているが、引き続き推進を図る必要がある。

・活動に対する評価の案：高齢化が進行する中で厳しい現状である。ということです。

(5) 地域の農業者からの意見等はございませんでした。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題といたしまして、平成25年3月現在の状況です。

・管内の農地面積：1,040ha（統計上の農地面積）

・これまでの集積面積：284ha（認定農業者分）

・集積率：27.31ha（基本構想目標・35%）

・課題：農業従事者減少・高齢化や鳥獣害による遊休農地の増加が、農地の確保・有効利用を図る上での課題になっている。また未相続農地が増加しており、貸借ができる状況である。国レベルにおいて民法の改正等も踏まえた制度の構築が必要である。

(2) 平成24年度の目標及び実績

・目標：8haに対し、実績：8ha、達成状況：100%となっております。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

・活動計画：年間を通じて農業委員等によって、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知、10月から12月の農地利用状況調査で判明した遊休地について担い手への利用集積に向けたあっせん活動をする。と言う計画でした。

・活動実績：再設定農地については所有者が死亡しているケースが多く、設定できないものがあった。また畑総事業整備地や鳥獣害防止柵内の遊休地の実態を調査し、集積を図っているが十分ではないものの、畑総事業完成

農地を担い手農家に集積することにより、目標を達成できました。となっています。

(4) 評価の案

- ・目標に対する評価の案：目標を達成することはできたが、高齢農家の規模縮小に対して、若手の農業者へ利用調整を積極的にする必要がある。

- ・活動に対する評価の案：基盤整備地区・獣害防止柵設置内農地を遊休化させないように重点的に活動を進めているが、未相続農地が最大の阻害要因になっているので相続人に登記の整理を働きかける必要がある。ということです。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題ということで平成 25 年 3 月現在、管内の農地面積: 1,954ha、違反転用面積: 8 ha、割合: 0.4%。

- ・課題につきましては、転用済の地目が畠の土地について、農地法許可か無断転用にあたるのか不明のものがあり、判断が難しい。また名義人が 3 世代以上の名義で、登記が困難なものもあり、所有者に対して地目変更登記や場合によっては非農地証明により、無断転用をなくしていく必要がある。ということです。

(2) 平成 24 年度の目標及び実績

- ・目標: 1 ha に対し、実績が 0.44ha、達成状況が 44% となっております。

(3) (2) の目標の達成に向けた活動といたしまして

- ・活動計画：町報により住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。10 月に農地パトロールの実施。農地法違反と思われるケースについては隨時是正指導を行う。

- ・活動実績：10 月に農地パトロールを実施。各農業委員が農地の利用状況調査で把握し、違反転用が出ないように所有者に指導いたしました。

(4) 評価の案

- ・目標に対する評価の案：地区担当委員の見回りにより新たな違反転用は発生していない。

- ・活動に対する評価の案：今後も違反転用が出ないように農地パトロールを強化する。ということです。

『平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）』ということで、示してございます。

I 法令事務（遊休農地に関する措置）ということで

1 現状及び課題（平成 25 年 3 月現在）

- ・管内の農地面積: 1,954ha、遊休農地面積: 229ha、割合: 11.72% です。

- ・課題といたしまして、平成 24 年度に実施した農地利用状況調査で緑（耕作可能地）80ha、黄（草払等で、すぐに耕作できないが、基盤整備等を実施して農業利用すべき土地）149ha。気象条件、土地条件等により作付け作物が限られ、更に農業従事者の高齢化や鳥獣害により耕作放棄地が増える状況である。耕作放棄地の解消と作付け作物の選定についても引き続き非農地判断を実施し、農地から除外する必要がある。

2 平成 25 年度の目標案及び活動計画案といたしまして

- ・目標案として遊休農地の解消面積: 10ha。

- ・目標案設定の考え方：遊休農地の所有者に対する指導等によって、耕作可能地 80ha の 1 割強の解消を目指していくと

いうことでございます。

・活動計画：農地の利用状況調査についてです。

調査実施期間：9月から12月。

調査員数（実数）：18人。

調査結果取りまとめ時期：12月から2月と設定いたします。

調査方法といたしまして

- ①町内全域を調査区域とし、1筆ごとに調査を実施する。
- ②農地調査区域を各集落に区切り、農業委員を定めて調査。
- ③農地が集団的に利用されている地域等、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。
- ④仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地を明確にして調査を実施していくということです。

遊休農地への指導ということで実施時期が12月から3月と設定しております。

3 地域農業者等からの意見ということで、意見聴取後に公表していきます。

II 促進等事務についてです。

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状の農家数：797戸、うち主業農家数：234戸、農業生産法人数：11法人。認定農業者：75経営です。

課題といたしまして新規の認定農業者も確保しているが、経営移譲や農業廃止等により再認定を行わない農業者もいるため、総体で経営数が伸びない状況にある。

担い手育成総合支援協議会を設置し、意欲ある農業者は基本的に認定していく方向で取り組んでおり、今後も協議会を中心に関係機関と連携し、担い手の育成・確保に取り組む必要がある。

(2) 平成25年度の目標及び活動計画案

- ・目標案：認定農業者・2経営。
- ・目標案設定の考え方：認定農業者育成に取り組んでいる農林水産課や町担い手育成総合支援協議会と連携して、当該目標達成の必要があると考える。
- ・活動計画案：年間を通じて意欲ある農業者の情報収集を行い、担い手育成総合支援協議会と連携して推進活動を実施する。

(3) 地域の農業者等からの意見等につきましては、意見聴取後に公表するとしています。

2 担い手への農地の利用集積ということで

(1) 現状及び課題

- ・管内の農地面積：1,040ha、これまでの集積面積：284ha、集積率：27.31%。
- ・課題：農業従事者の減少・高齢化や鳥獣害による遊休農地の増加が農地の確保・有効利用を図る上での課題になっている。また未相続農地が増加しており、貸借ができない状況である。国レベルにおいて民法の改正等も踏まえた制度の構築が必要である。

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

- ・目標案：目標集積面積を8haとしております。
- ・目標案設定の考え方：農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標は農地面積の35%を目標としており、農業委員会としても担い手協議会と連携し当該目標を目指す必要があると考えます。

事務局

・活動計画案：年間を通じて農業委員会等による農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。9月から12月の農地利用状況調査で判明した遊休地について担い手への利用集積に向けたあっせん活動を実施。ということです。

3 違反転用への適正な対応ということで

(1) 現状及び課題

- ・管内の農地面積が 1,954ha、違反転用面積が 8 ha、割合が 0.4% です。
- ・課題：広報誌等による違反転用防止の周知を行うとともに、定期的な農地パトロールによる違反行為の早期発見、適切な指導を継続的に行うことが必要。

(2) 平成 25 年度の目標案及び活動計画案

- ・目標案：違反転用の解消目標面積として 1 ha。農地利用状況調査等により、違反転用の発見及び早期是正を行う。
- ・活動計画案といたしまして
　　8月 広報誌で住民に対し違反転用防止及び農地パトロール実施を周知する。
　　9月から 12 月 農地パトロール実施。
　　農地法違反と思われるケースについては隨時是正指導を実施していく。ということでございます。

以上、平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

会長

只今、事務局のほうから詳細にご説明いただきました。
皆さん方も資料には目を通していただいていると思います。ご質問等いただきますが、まず 35 ページから 39 ページまでの『法令事務に関する点検』で、ご意見をお願いいたします。

ございませんか。

それでは 35 ページから 39 ページまでは、こういうことでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

では、40 ページ。この中で分かりにくいところございませんか。

○番 (農業委員)

40 ページと 42 ページの『管内の農地面積』の数字が違うんですけど、どういうことでしょうか。

会長

まず、40 ページの方は、もともとの屋久島町の農地面積は 2,600ha ほどですが、皆さんに非農地、赤の判定の調査をやっていただいておりますが、その調査結果 80ha ほどですか。それを差し引いた面積が 40 ページの農地面積です。42 ページの方はセンサスの数字を使っているということなんですが、ここらの違いというのは本人の申出の面積ですので、しかも規模が小さい農家は集約されないんですよ。統計の中に反映されませんので、面積が減っていると思います。

一般に業として営んでいる面積は、統計上の面積になるかと思います。

この 40 ページの農地面積もあともって話が出てくるんですが、非農地化の調査をする予定でございます。永田から宮之浦までの範囲で調査対象とする農地が 300ha ほどあるのではないかと推測しておりますが、その 7 割から 8 割程度が非農地として認められていくのではないかと思っているところです。

問題は、遊休農地・229ha の解消というのが農業委員会の使命とい

うことで与えられておりますので、積極的な解消を図る。その目標ということで、24年度は10haの目標に対して12haの実績を達成しております。

町内で遊休農地の解消を呼びかけますと、『鳥獣の被害をどうしてくれるんだ。』ということが常についてまわります。ですが、まだまだ公的な資金を投入してサル柵等設置した中にも遊休農地がございます。

そういうところの解消を優先的に、行っていただきたいと思います。

あるいは、「何を作ればいいのか。」と聞かれますが、『何』という明示をすることはできないんですが、私が聞く情報では、[REDACTED]あたりも規模拡大をしていっておりまますし、やる気があれば解消されていくのではないかというふうに思います。

他に。皆さん方からご意見ございませんか。

このようなことでよろしいですか。

次は41ページ・42ページにいきます。認定農業者扱い手についてですが、皆さん方から何かございませんか。

『地域の農業者からの意見』という項目がございますが、以前は認定農業者の方に意見を伺っていたんですが、23年度から幅広い意見をということで『地域の農業者からの意見』というふうに変わっております。

扱い手への利用集積ということで畠総の集積事業、いわゆる助成金が出るという制度のおかげで、この実績は得られていると思います。今後、事業が終わりますと、皆さんに積極的に活動をしていただけたらと思います。

未相続農地は、いろいろな手続きの中で非常に障害になっております。「相続の手続きをしていないと、次の手続きへいけませんよ。」というのを多くの農家さんに知らせていくということが大切だと思います。

43ページは違反転用の関係なんですが、赤の確認調査をしていただいている中で、家が建っていたりするところが許可を受けてやっているのか、違反転用なのか分からぬといいうのが非常に多いと報告を受けております。今後皆さんの方で積極的にこれを解消してもらうということが必要になると思います。

43ページまでよろしいですか。

それでは44ページ。ここからが25年度の活動計画ということになるんですが、今年度も赤の確定調査をやっていきます。

これまでの調査は過去に調査をしたデータをもらって調査をしておりましたが、その後赤の判定をされたところについても調査を進めた方が良いのではないかと考えているところです。

国の基準次第なんですが、積極的に非農地化した方が有効利用を進めるための農地の把握ができるようになるということです。

遊休農地についてですが、本人がどうしてもできないという時には、町の円滑化団体に預けるという話をするところまで、皆さんに指導していただきたいと思います。

遊休農地の解消目標ですが、10haでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

それでは、ぜひ100%以上の実績を上げるような方向で皆さんにご尽力をお願いしたいと思います。

44ページについてよろしいですか。

45ページから47ページまで。扱い手関係・転用関係です。

先ほども話しましたが、未相続地のために正規の契約ができず、やむを得ず制度外で耕作しているところも多くございます。遊休農地の解消としましては、良いことなんですが数字の上であがつてきませんので、ぜひ相続の手続きをしてもらうように皆さんのがんかけが必要になるかと思います。

ぜひ扱い手農家に集積していただきたいと思います。

会長

転用に関してはお手元に調査用資料もございますので、気になるところはぜひ声かけをして、始末書をつけて転用申請を上げるなど手続きを促していただきたいと思います。

それでは皆さん方からご意見がなければ、議案第 64 号については、事務局から提案がありましたように決定してよろしいですか。

(「はい。」の声あり)

それでは決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 12 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

5 番

6 番

平成 25 年 3 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久